各 位

大阪弁護士会 会 長 田 中 宏

「SNS・アプリ等を経由した海外投資詐欺、暗号資産(仮想通貨)詐欺被害全国一斉110番」 の実施について(ご案内)

平素は当会の諸活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

近時、SNS等を経由した暗号資産(仮想通貨)等の取引に関するトラブルが問題となっており、金融庁・消費者庁・警察庁が、「暗号資産に関するトラブルにご注意ください!」(2021年4月7日最終更新)において、「典型的な事例」として注意喚起しています。また、国民生活センターも、「出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺にご注意を一恋話(コイバナ)がいつの間にかもうけ話に一」(2021年2月18日公表)や、「【若者向け注意喚起シリーズ<No. 2>】情報商材や暗号資産(仮想通貨)のトラブル 一「もうかる」はずが、残ったのは借金…一」(2021年6月3日公表)といった発表情報を掲載しており、注意喚起しています。

消費者問題に取り組む弁護士としては、これら投資被害の救済と共に、啓発・予防の運動を推し 進めていく必要があります。

そこで、サクラサイト被害全国連絡協議会との共催で、投資被害にあった消費者からの相談を広く受けるとともに、近時、どのような投資被害が生じているのか被害実態を正確に把握するため、標記110番を実施することといたしました。トラブルや不安を抱えてお悩みの方は是非お電話ください。

記

実施目時:2021年(令和3年)10月5日(火) 午前10時~午後4時

電話番号:06-6364-8830

*当日のみの専用電話番号です(事前予約不要)。

相談担当者:当会消費者保護委員会委員

以上

※本件に関する問合せ先大阪弁護士会 委員会部人権課TEL. 06-6364-1227